諮問日：平成２９年７月１０日（平成２９年度（最個）諮問第１号）

答申日：平成２９年１２月２２日（平成２９年度（最個）答申第２号）

件　名：決定謄本交付申請書等に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

特定の事件に係る「決定謄本交付申請書」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報１」という。）及び特定の事件に係る「書留受領証」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報２」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件対象個人情報１については，本件対象個人情報１が記録された文書は裁判事務に関する文書であり，保有個人情報開示手続の対象とならないとして不開示とし，本件対象個人情報２については，書留・特定記録郵便物等受領証（以下「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報を開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成２９年２月１６日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第８の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

本件対象個人情報１について，不開示とした原判断には納得することができない。

また，苦情申出人が発送した調書（決定）謄本交付申請書（以下「本件申請書」という。）は，平成２７年１２月４日午後６時から翌日午前０時までの間

に配達された。しかし，本件対象文書によれば，本件申請書を受けて作成された調書（決定）謄本は，同日午後０時から午後６時までの間に発送されたことになる。書留・特定記録郵便物等受領証の日付は同月５日以降でなければならないから，本件対象文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報は，苦情申出人が開示を申し出たものではない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件申請書は，裁判事務に関する文書であり，保有個人情報開示手続の対象とならない。

また，本件申請書は，平成２７年１２月４日午前中に受け付けられ，これを受けて作成された調書（決定）謄本は，同日中に発送された。本件対象文書は，当該発送の際に作成されたものである。苦情申出人は，郵便物等配達証明書の日付印を根拠として，本件申請書が同日午後６時から翌日午前０時までの間に配達されたと主張する。しかし，郵便局に確認したところ，郵便物等配達証明書の日付印は，証明した日時を示すものであり，配達時刻を証明するものではない。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　平成２９年７月１０日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年１０月２０日　　審議

④　同年１２月１日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　取扱要綱によれば，保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は，裁判所の職員が職務上作成し，又は取得した個人情報であって，裁判所の職員が組織的に利用するものとして，裁判所が保有しているもののうち，司法行政文書に記録されているものである。また，司法行政文書とは，裁判所の職員が職

務上作成し，又は取得した司法行政事務に関する文書，図画及び電磁的記録であって，裁判所の職員が組織的に用いるものとして，裁判所が保有しているものをいい，裁判事務に関する文書は司法行政文書に含まれない。

そこで本件対象個人情報１について検討すると，苦情申出人が開示を求める情報は，特定の事件に係る決定謄本交付申請書に記録されたものであり，司法行政文書に記録されたものとは認められない。

したがって，本件対象個人情報１は，保有個人情報開示手続の対象とならない。

２　本件対象文書に平成２７年１２月４日の日付印が押印されていることからすれば，本件申請書が同日午前中に受け付けられ，これを受けて作成された調書（決定）謄本が同日中に発送された際に，本件対象文書が作成されたという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。この点について，苦情申出書の記載内容からすれば，苦情申出人は，郵便物等配達証明書の日付印から，本件申請書は同日午後６時から翌日午前０時までの間に配達されたものであるなどとして，最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報２が記録された司法行政文書を保有していると主張するものと解される。しかし，郵便物等配達証明書の日付印は，証明した日時を示すものであり，配達時刻を証明するものではないことからすれば，苦情申出人の主張は，独自の見解といわざるを得ず，採用することができない。

そのほか，最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報２が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，本件対象文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報は本件対象個人情報２に該当するものであり，最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報２が記録された司法行政文書を保有しているとは認められない。

３　以上のとおりであるから，原判断については，本件対象個人情報１は保有個

人情報開示手続の対象とはならず，最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報２が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　久　保　　潔

委　　員　　門　口　正　人